

別表第1 (第3条関係)

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (条例第21条第1号)	位置図	縮尺5,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示</li> <li>・方位、敷地又は行為地の形状を明示</li> </ul>	
	現況図	縮尺2,500分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の現況を表示</li> </ul>	
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (条例第21条第2号)	配置図	縮尺100分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置</li> <li>・外構計画(既存樹木の位置、植栽計画及び排水施設等)</li> </ul>
		各階平面図	縮尺50分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、各階間取り及び用途</li> <li>・建築設備の位置</li> </ul>
		立面図(建築物又は工作物に彩色された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各面の方位及び寸法</li> <li>・建築設備の位置</li> <li>・仕上げ方法、材料の種別、広告物件及び色彩(マンセル値を表示したもの)</li> </ul>
		現況写真(カラー)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地(行為地)及び周辺の現況</li> </ul>
	写真撮影位置図	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、敷地の位置</li> <li>・写真撮影の位置及び日時</li> </ul>	
開発行為 (条例第21条第3号)	位置図	縮尺5,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、行為地の形状及び付近の見取図</li> </ul>	
	現況図	縮尺2,500分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の現況を表示</li> </ul>	
	平面図	縮尺1,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、行為地の境界線</li> <li>・切土・盛土の位置、排水施設その他構造物の位置</li> <li>・土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置</li> </ul>	
	断面図	縮尺100分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(法高、切土・盛土)</li> <li>・遮へい施設等の高さ</li> </ul>	
	現況写真(カラー)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の2方向以上からの全景写真及び周辺との関係を示す写真</li> </ul>	
		写真撮影位置図	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、敷地の位置</li> <li>・写真撮影の位置及び日時</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (条例第21条第4号)	位置図	縮尺5,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、行為地の形状及び付近の見取図</li> </ul>	
	現況図	縮尺2,500分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の現況を表示</li> </ul>	
	平面図	縮尺1,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、行為地の境界線</li> <li>・切土・盛土の位置、排水施設その他構造物の位置</li> <li>・土地利用計画、植栽計画、遮</li> </ul>	

			へい施設等の位置 ・跡地整備計画
	断面図	縮尺100分の1以上	・行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法高、切土・盛土） ・遮へい施設等の高さ
	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	・新たに植栽する木竹の位置、樹種、樹高
	現況写真 （カラー）	—	・行為地の2方向以上からの全景写真及び周辺との関係を示す写真
	写真撮影位置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 （条例第21条第5号）  木竹の植栽又は伐採 （条例第21条第6号）	位置図	縮尺5,000分の1以上	・方位、行為地の形状及び付近の見取図
	現況図	縮尺2,500分の1以上	・行為地の現況を表示
	平面図	縮尺1,000分の1以上	・方位、行為地の境界線 ・既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種 ・物件の堆積区域 ・遮へい施設等の位置 ・跡地整備計画
	断面図 （木竹の植栽又は伐採の場合を除く）	縮尺100分の1以上	・行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面 ・物件の堆積の高さ ・遮へい施設等の高さ
	現況写真 （カラー）	—	・行為地及び周辺の現況
	写真撮影位置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時
広告物その他これらに類する物の設置及び外観の変更 （条例第21条第7号）  夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明 （条例第21条第8号）	位置図	縮尺5,000分の1以上	・表示又は設置する建築物等敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示
	配置図	縮尺100分の1以上	・表示又は設置する建築物等の敷地の境界線 ・当該建築物等における設置位置
	立面図 （表示又は設置する面において彩色されたもの）	縮尺50分の1以上	・表示又は設置する建築物等における位置及び形状 ・仕上げ方法、材料の種別、広告物件及び色彩（マンセル値を表示したもの）
	意匠図 （彩色されたもの）	任意	・寸法、材料及び色彩（マンセル値を表示したもの） ・照明を伴う場合の器具の概要（明るさ等）を示すもの
	現況写真	—	・行為地及び周辺の現況

	(カラー)		
	写真撮影位置図	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、敷地の位置</li> <li>・写真撮影の位置及び日時</li> </ul>

別表第2 (第4条関係)

(ア)	(イ)
区域	行為
四万十川景観計画区域	地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
	仮設の工作物の建設等
	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
	農業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途を改変しない農地の改変</li> <li>・幅員が2.0m以下の農道の設置</li> <li>・桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為</li> <li>・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為</li> </ul>
林業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が2.0m以下の作業道や林道の設置</li> <li>・スギ、ヒノキの人工林を間伐、保育、主伐するために附帯して行う行為</li> <li>・天然林のうち、椎茸原木(クヌギ、コナラ等)及び薪炭林(シイ、カシ等)を伐採する行為</li> <li>・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為</li> </ul>	

別表第3 (第4条関係)

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
区域	地区	行為の区分	届出の対象となる規模
四万十川景観計画区域	回廊地区	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築面積100㎡以上、又は高さ10.0mを超えるもの</li> <li>・外観の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの</li> </ul>
		工作物の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築造面積10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもの</li> <li>・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの</li> </ul>
		開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域面積100㎡以上のもの</li> </ul>
		土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物の掘採又は土石の採取で10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの</li> <li>・100㎡以上の土地の形質の変更をするもの</li> </ul>
		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもので、かつ、その存続期間が90日を超えるもの</li> </ul>
		木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100㎡以上の木竹の伐採</li> <li>・100㎡以上の針葉樹の植樹</li> </ul>
		広告物その他これらに類する物の設置及び外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦横のどちらか一方の長さが4m以上又は表示面積4㎡を超える自家用広告物及び全ての非自家用広告物</li> <li>・自動販売機</li> </ul>

	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	・その存続期間が30日を超える全ての外観照明
保全活用地区	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・建築面積100㎡以上、又は高さ10.0mを超えるもので、かつ、その存続期間が1年を超えるもの ・外観の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・築造面積500㎡以上、又は高さ5.0mを超えるもの（擁壁を除く）で、かつ、その存続期間が1年を超えるもの ・擁壁で高さ2.0m以上かつ延長10m以上のもので、かつ、その存続期間が1年を超えるもの ・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
	開発行為	・区域面積1,000㎡以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・鉱物の掘採又は土石の採取で1,000㎡以上又は高さ3.0mを超えるもの ・盛土1.0m、切土2.0m以上で1,000㎡以上の土地の形質の変更をするもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもので、かつ、その存続期間が90日を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	・1,000㎡以上の木竹の伐採
	広告物その他これらに類する物の設置及び外観の変更	・縦横のどちらか一方の長さが4m以上又は表示面積4㎡を超える自家用広告物及び全ての非自家用広告物 ・自動販売機
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	・その存続期間が30日を超える全ての外観照明

